

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入 札 件 名: 「国規則改正に伴うプログラム整備」
- (2) 仕 様: 入札説明書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2026年 2月27日
- (5) 納 入 場 所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: ヨシダ フミオ
担当者名: 吉田 文雄
電話番号: 03-5816-7765
F A X: 03-3834-5265
M a i l: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
交 付 方 法: センターホームページ内「調達情報」よりダウンロードすること。
- (2) 入札説明書のダウンロード可能期間
2025年 6月18日(水) ~ 2025年 7月 7日(月) 午後5時まで
- (3) 質問書提出期限(本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること)
2025年 7月 9日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部
総務部 契約課 必着(FAX・電子メール可)
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (4) 入札仕様書等提出期限
2025年 7月18日(金) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
2025年 7月31日(木) 午前10時00分
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部
総務部 契約課まで 2025年 7月30日(水) 午後5時必着とする。

3. 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

5. 入札保証金

免除する。

6. 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 契約書作成の要否

契約締結にあつては、契約書を作成するものとする。

8. 落札者の決定方法

予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9. その他

詳細については、入札説明書による。

2025年 6月18日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

入札説明書

一般競争入札の詳細は下記のとおりとする。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名: 「国規則改正に伴うプログラム整備」
- (2) 仕様: 仕様書による。
- (3) 数量: 一式
- (4) 納期: 2026年 2月27日
- (5) 納入場所: 茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名: 公益財団法人核物質管理センター
担当部署: 総務部 契約課
フリガナ: ヨシダ フミオ
担当者名: 吉田 文雄
電話番号: 03-5816-7765
FAX: 03-3834-5265
Mail: keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 質問書提出期限(本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること)
2025年 7月 9日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部
総務部 契約課 必着(FAX・電子メール可)
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (3) 入札仕様書等提出期限(11.その他(1)(2)に示す書類)
2025年 7月18日(金) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
2025年 7月31日(木) 午前10時00分
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部
総務部 契約課まで 2025年 7月30日(水) 午後5時必着とする。

3. 入札方法

- (1) 請負金額一式とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額(非課税分を除く)に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2025年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

5. 入札保証金

免除する。

6. 技術審査

提出された入札仕様書等は契約担当者において審査し、採用し得ると判断した入札仕様書等を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

7. 入札及び開札

(1) 入札は契約の申込みとして取り扱う。

(2) 代理人又は復代理人（以下「代理人」という。）が入札する場合は、入札書（参考資料2）に、代表者の氏名（年間委任状が提出されている場合は当該代理人の氏名）及び法人名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、その者に対する委任状（参考資料1）その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明するものとし、入札書と同時に提出することとする。

(3) 入札書の記載方法

入札は、すべて入札書で行う。入札書は横書、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成したうえ、封かんし、封皮には、自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、_____の入札書在中」と記入しなければならない。

郵便により提出するときは、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入し、外封筒の封皮には、「何月何日開札、_____の入札書在中」と記入しなければならない。

(4) 代表者（年間委任状による受任者を含む）又は、その代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(5) 競争入札参加者等は、その提出した入札書の差換え、変更、又は、取消をすることができない。

(6) 開札は、第2項第4号に掲げる日時及び場所で競争入札参加者等の立会いのもとに行うものとする。

(7) 競争入札参加者等が開札に立会わないときは、入札事務に関係のないセンター職員を立会わせて行うものとする。

(8) 競争入札参加者等が開札現場において、次の①～③に該当する行為があると認められたときは、入札から排除する。

①入札に際し、不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合した者

②入札に参加することを妨げた者

③入札事務担当者の職務の執行を妨げた者

(9) 競争入札参加者等は、開札時刻後において、入札現場に入場することができない。

(10) 競争入札参加者等は、契約担当者が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、入札現場を退場することができない。

8. 入札の無効

競争入札参加者等が次の各号の一に該当する場合における入札は、無効とする。

- (1) 第5項に掲げる資格を有していない者及び前項第8号に該当する者の行った入札。
- (2) 郵送により提出された入札書が所定の日時までに到着しなかったとき。
- (3) 提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であることが確認し難いとき。
- (4) 入札書の記載事項が不明なとき。
- (5) 入札書に記名、押印並びに代理人の場合は、代理人の表示がないとき。
- (6) 同一人が2以上の入札書を提出したとき。
- (7) 競争入札参加者等が他の競争入札参加者の代理人として入札書を提出したとき。
- (8) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき。

9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
ただし、郵便による入札があった場合は、別に定める日時に再度の入札を行う。
入札の回数は、原則として3回以内とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、競争参加者のうちから、くじにより落札者を決定する。
当該競争参加者のうち出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のないセンターの職員がくじを引くものとする。
- (3) 前各号においても、センターの予定価格に達しない場合は、3回目の最低入札価格提示者と減額交渉を行うものとする。
- (4) 落札者が契約担当者の定める期日までに、センターが妥当と判断する理由により契約書の取り交わしをしないときには、落札者の決定を取り消すことができるものとする。
- (5) 労働者派遣契約の場合、6. の技術審査に合格したスキルシートに該当する派遣候補者が確保されていることが前提であり、落札後、スキルシートに該当する派遣候補者が派遣できない場合は、落札者の決定を取り消すことができるものとする。

10. 契約書の作成

本契約には、センターの定める契約条件による契約書を作成する。

11. その他

(1) 提出書類

- ① 2025年 7月 9日(水) 午後4時まで(FAX・電子メール可)
・質問書(参考資料4)
- ② 2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)
・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し 1部
・入札仕様書(参考資料5) 1部
・参考見積書(消費税が分かる内訳書含む) 1部
・契約者情報連絡書 1部
・山積表 1部
・資格要件確認書に記載されている資料 1部

③入札・開札当日

- ・代理人が入札する場合は、その者に対する委任状(参考資料1)または、これに準ずる書類。

提出書類確認表

案件名：「国規則改正に伴うプログラム整備」

開札日：2025年 7月31日(木) 午前10時00分

確認	提出書類名	提出期限	参考資料№	備考
	質問書	2025年 7月 9日(水) 午後4時まで(電子メール可)	4	入札参加者は必ず提出すること
	資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)等の写し	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	—	
	入札仕様書	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	5	(A)～(C)を参考にすること
	参考見積書	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	—	消費税が分かる内訳書含む
	格要件確認書 (記載されている資料含む)	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	6	記入例を参考にすること
			7	「品質保証計画書」を提出済みの場合参考にすること
	契約者情報連絡書	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	10	「紙の契約書」か「電子契約」かを必ず選択すること
	山積表	2025年 7月18日(金) 午後4時まで(電子メール可)	8	
	入札辞退届	決定後速やかに(電子メール可)	3	
	入札書	【郵送の場合】2025年 7月30日(水) 午後5時必着	2	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること
	委任状	【郵送の場合】2025年 7月30日(水) 午後5時必着	1	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること

提出方法 (いずれか)	⇒	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 1(A)

(支店長等が一定期間代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、下記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

代 理 人 住 所

※支店・営業所等の所在地を記入

会 社 名

※会社名及び支店・営業所等の名称を記入

代理人名

印

※代理人の肩書及び氏名を記入

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約代金の請求及び受領に関する件
4. 復代理の選任に関する件
5. 【その他、必要に応じて記載】

委任期間

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 1(B)

(社員等が入札のつど代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、_____を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

※代理人の氏名を記入

記

委任事項

2025年7月31日に行われる「国規則改正に伴うプログラム整備」の入札に関する件について

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

◆ 必ずお読みください ◆

「入札書」と「委任状」について

入札者により提出いただく「入札書」と「委任状」が異なります。
下記を参考の上書類を作成、提出してください。

入札者	提出書類		参考資料 No.	書類記載名	押印 省略	提出方法
代表者	入札書		2 (A)	「代表者」	不可	郵送又は持参
	委任状	1 通目	—	—	—	—
		2 通目	—	—	—	—
代理人	入札書		2 (B)	「代表者」と「代理人」	不可	郵送又は持参
	委任状	* 1 通目	*1 (A) 又は 1 (B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	—	—	—	—
復代理人	入札書		2 (C)	「代理人」と「復代理人」	不可	郵送又は持参
	委任状	* 1 通目	*1 (A) 又は 1 (B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	1 (C)	「代理人」から「復代理人」へ		

※ 代 表 者 : 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者

代 理 人 : 代表者以外(支店長、部長、課長等の社員等)

復 代 理 人 : 代理人が更に選任した代理人(支店等の社員等)

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(A)
(代表者が入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「国規則改正に伴うプログラム整備」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(B)
(社員等の代理人が入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「国規則改正に伴うプログラム整備」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

代理人名

印

※委任状に記載の代理人氏名を記入

提出方法 (いずれか)	⇒	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 2(C)

(支店等の社員等が復代理人として入札する場合)

入 札 書

件 名 : 「国規則改正に伴うプログラム整備」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代理人名

印

※委任状に記載の代理人氏名を記入

復代理人名

印

※委任状に記載の復代理人氏名を記入

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 10

※本書類は参考見積書に添付してご提出ください。

公益財団法人 核物質管理センター 御中

年 月 日

契約者情報連絡書

案 件 名	「国規則改正に伴うプログラム整備」
-------	-------------------

契約書記載情報	
※契約書に記載する「契約名義人」情報を記載してください。	
所在地	(〒 -)
名 称	
役 職	
氏 名	
契約名義人 (口内に✓を記入する)	「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者と ☐ 同 じ ☐ 異なる(代理人)⇒ 代表者から代理人への「委任状」を提出してください
※ 注 意 事 項	※契約名義人はセンターと契約締結をする代表者または代理人です。 (契約日が4月1日の場合は4月1日時点の契約名義人を記載) ※ 契約名義人に変更があった場合は速やかに本書類の再提出をお願いします。

契約書送付先情報	
※「契約書を送付する」情報を記載してください。	
住 所	(〒 -)
名 称	
所 属	
役 職	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
電 話 番 号	- -
契 約 書 (口内に✓を記入する)	☐ 紙の契約書 ☐ 電子契約 で取り交わし希望
電 子 契 約 書 送付先アドレス	@

適格請求書発行 事業者登録番号	(Tで始まる13桁の数字) T
--------------------	--------------------

※「登録番号」について、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。
(公財)核物質管理センター 総務部 経理課 TEL:03-5816-7764

センター使用欄

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 3

入 札 辞 退 届

件 名 : 「国規則改正に伴うプログラム整備」

上記の入札を都合により辞退します。

年 月 日

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

責任者名

担当者名

連 絡 先

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

参考資料 4

参加者は必ず 提出すること

※質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること

年 月 日

「国規則改正に伴うプログラム整備」に係る質問書

会 社 名			
連 絡 先	担当者名	TEL	
		FAX	
質 問			
回 答			

センター使用欄	
---------	--

提出方法 (いずれか)	→	電子メール、郵送、持参
押印の省略	→	可

参考資料 5(A)

【入札仕様書作成例】(表紙)

公益財団法人核物質管理センター殿

入札仕様書

件 名 「国規則改正に伴うプログラム整備」

会 社 名 :

責任者名 :

担当者名 :

連 絡 先 :

提出方法 (いずれか)	→	電子メール、郵送、持参
押印の省略	→	可

参考資料 5(B)

(※変更点がない場合の記載例)

入札仕様書につきましては、2025年6月18日付公示の仕様書のとおりと致します。

以 上

【注意】 指定された物品が「相当品」となる場合は

「参考資料 5(C)」（変更点がある場合の記載例）

に記載し提出すること

提出方法 (いずれか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

(※変更点がある場合の記載例)

入札仕様書につきまして、下記のとおり変更または追加致します。その他につきまして
は、2025年6月18日付公示の仕様書のとおりと致します。

記

頁	項	仕様書内容（当センター配布）	変更内容または追加内容	備考（変更理由、追加理由等）

以上

【注意】指定された物品が「相当品」となる場合は、その旨を記載し提出すること

資格要件確認書

契約番号:		151-113		請求元課室:		情報管理部 情報整理課	
契約件名:		国規則改正に伴うプログラム整備		購買区分:		C	
参加者名:				評価の有無:		有(下記のとおり)	
評価項目		仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
					判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1	/					
	業務の実施体制						
	1.2						
	品質管理及び 情報セキュリティ体制						
	1.3						
	コンプライアンス						
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	p.2 7. (2)	DB2でのシステム開発・ 整備の経験がある者を 充てること。	作業履歴			
		p.2 7. (3)	ISO/IEC 27001又は JIS Q 27001に準じた情 報セキュリティマネジメ ントシステムを確立し、実 施し、維持し、継続的に 改善していること。	ISO/IEC 27001又は JIS Q 27001の認証取 得を示す書類等			

注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX

契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX

社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
※社印は不要です。

請求元
購買日
評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等	体制	※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 数及び人員(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)			
		本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。	QMS体制図			
		② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。			
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書		
	2.2 技術設備の 確認					
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスぺックがわかる資 料(カタログ等)		
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表		

「センター記入欄」には何も記入しないでください。

例示された資料と提出資料が異なる
場合は実際の資料名に訂正してくだ
さい。

注) 参加者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付の
うえ契約担当者へ提出すること。

国規則改正に伴うプログラム整備

仕 様 書

2025 年度

公益財団法人 核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 納入場所	1
4. 納期	1
5. 作業内容	1
5.1 対象システム	1
5.2 作業範囲及び項目	1
6. 試験	2
7. 業務に必要な能力等	2
8. 支給品及び貸与品	2
9. 提出書類	2
10. 検収条件	3
11. 契約不適合責任	3
12. 適用法令	3
13. 機密保持	3
14. 情報セキュリティの確保	3
15. 特記事項	4
別添－1 技術仕様書	5
別添－2 データベース・テーブル一覧	14
別添－3 参考プログラム一覧	16

1. 件名

国規則改正に伴うプログラム整備

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）情報管理部が、保障措置に関する情報処理業務のうち、2024年10月に実施された規則の改正に伴う新たな報告様式である操業計画・核燃料物質受払計画等報告書（以下、「操業・受払計画」という。）及び核燃料物質輸出計画報告書（以下、「輸出計画」という。）のデータ処理のためのシステム整備について定めたものである。

3. 納入場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2-53
センター 東海保障措置センター内指定場所

4. 納期

2026年2月27日（金）

5. 作業内容

操業・受払計画及び輸出計画のデータ処理のためのシステム整備により関連する作業や各種プログラムの整備等を行う。

なお、仕様の詳細については、別添-1「技術仕様書」に従うものとする。

プログラムの作動環境は、COBOLはオペレーティング・システム（IBM i）、JavaはWebsphere Application Server（WAS Ver. 9）、ブラウザはEdgeを使用することとする。データベース管理システムは、（IBM DB2）である。

5.1 対象システム

対象システムは、別添-1「技術仕様書」に示すものとする。

なお、プログラミング言語は COBOL 及び Java とする。データベース・テーブルの一覧は、別添-2のとおり。

5.2 作業範囲及び項目

(1) 調査・分析

上記 5.1 に示す対象システムについて、関連する各種プログラムの調査・分析を行う。

(2) 整備設計

上記 (1) の調査・分析に基づき、システムごとにプログラム整備設計書を作成する。

なお、システムの整備設計書の内容はプログラム整備設計書に含める。

(3) システム整備

上記 (2) の整備設計に基づき、システムごとにプログラムの改修を行う。また、機能試験で使用する試験要領書を作成する。

(4) システムの動作確認

上記 5.1 のシステムの整備内容ごとに、プログラム整備設計書どおりに正常に動作していることを確認する。

6. 試験

試験要領書に従ってテストデータを用いた機能試験を実施し、当センターの環境で処理が正常に動作することを確認する。

なお、上記試験要領書は、事前に情報整理課に提出して承認を得ること。

7. 業務に必要な能力等

- (1) 技術員には、プログラミング言語「Java」、「COBOL」等を理解でき、複雑なSQL文を扱える者を充てること。
- (2) 技術員には、DB2でのシステム開発・整備の経験がある者を充てること。
- (3) 受注者は情報技術－セキュリティ技術に関する国際規格（ISO/IEC 27001）又は日本工業規格（JIS Q 27001）に準じた情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を確立し、実施し、維持し、継続的に改善していることとする。

8. 支給品及び貸与品

8.1 支給品

なし

8.2 貸与品

なし

9. 提出書類

提出する書類及び時期を以下の表に示す。

書 類 名	区 分		備考
	部	提出期限	
①作業実施体制表	1	契約締結後速やかに	
②情報セキュリティ管理計画書	1	契約締結後速やかに	
③作業工程表	1	契約締結後速やかに	
④プログラム整備設計書	1	開発整備開始前までに	CD-ROM 含む
⑤ソース・プログラム	一	納期までに	CD-ROM 含む
⑥取扱説明書	1	試験開始 2 週間前までに	CD-ROM 含む
⑦試験要領書	1	試験開始 2 週間前までに	CD-ROM 含む
⑧試験結果表	1	試験後 1 週間以内	CD-ROM 含む
⑨作業進捗報告書	1	2 週間ごと（作業完了まで）	
⑩打合せ議事録	1	その都度速やかに	
⑪情報セキュリティ管理報告書	1	納期までに	

(提出場所)

センター 情報整理課

10. 検収条件

「6. 試験」の合格、「9. 提出書類」の内容確認、並びに情報整理課が仕様書に定める業務が実施されたと認めた時をもって、業務完了とする。

11. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合に係る請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

12. 適用法令

- (1) センター 情報セキュリティポリシー
- (2) センター 情報管理規程
- (3) センター 情報管理要領

13. 機密保持

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者及び下請会社等の作業員を除く第三者への開示、提供を行ってはならない。また、センターが提供した情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前にセンターと協議し、了承を得ること。なお、上記の開示又は漏えい防止、センターの了承を得ることについては、本業務の契約期間終了後も同様とする。

14. 情報セキュリティの確保

受注者は、本業務の遂行にあたり、「センター 情報セキュリティポリシー」、「情報管理規程」及び「情報管理要領」（以下「情報セキュリティ関係規程」という。）に準拠した情報セキュリティを確保するものとする。特に、以下の点に留意すること。

- (1) 受注者は、本業務の開始時に、本業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について情報整理課に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、センター担当者から管理情報を提供された場合には、当該情報の区分に応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、提供されたことを証明する書類を提出すること。
- (3) 本業務において、受注者が作成する情報については、情報整理課からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (4) 受注者は、センターからの指示に応じて、情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 受注者は、情報整理課から提供された管理情報が契約終了等により不要になった場合には、確実に返却又は廃棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、情報整理課からの指示に応じて適切に廃棄すること。なお、返却又は破棄したことを証明する書類を提出すること。
- (6) 受注者は、センター内での作業や提出資料として電子媒体を使用する場合、事前にウィルスの感染等問題ないことを確認したうえで使用すること。また、それを証明する書類を提出すること。
- (7) 受注者は、本業務の終了時に、当該業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (8) 受注者は、計算機室で作業する場合、スマホなどの記憶媒体を持ち込めないこととする。ただし、受注者が記憶媒体を計算機室に持ち込む必要がある場合には、事前に情報整理課と協議し、了承を得るものとする。

15. 特記事項

- (1) 受注者は、本業務により作成するプログラム及びその他の成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）をセンターへ無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について質疑が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うものとする。

以上

技術仕様書

受注者は、操業・受払計画及び輸出計画のデータ処理のためのシステム整備により関連する作業や各種プログラムの整備等を行うものとする。

1. 操業・受払計画のシステム整備
 - 1.1 データベース・テーブルの整備
 - 1.2 データ処理システムの整備
 - 1.2.1 対話形式システムの整備【Java】
 - 1.2.2 処理プログラムの整備【COBOL】
2. 輸出計画のシステム整備
 - 2.1 データベース・テーブルの整備
 - 2.2 データ処理システムの整備
 - 2.2.1 対話形式システムの整備【Java】
 - 2.2.2 処理プログラムの整備【COBOL】
3. その他、関連プログラムの改修
 - 3.1 処理プログラムの改修【COBOL】

なお、以下のプログラムに関連するデータベース・テーブルの表記については、別添－２を参照すること。また、参考プログラムについては別添－３に記載する。

1. 操業・受払計画のシステム整備

操業・受払計画は、旧施設操業計画報告書と旧受払計画等報告書を統合した報告書である。今後は旧様式の報告書に代わり、新様式の操業・受払計画が提出されるため、データ処理ができるようにシステム整備を行う。

操業・受払計画は、旧受払計画等報告書と同系統の報告様式であり、エントリータイプ同定符（ヘディング情報「K」、エントリー情報「L」）を引き継いで報告される。しかし、別のデータとして管理するために、新たにテーブルを作成して、操業・受払計画のデータ管理を行う。なお、旧受払計画等報告書のデータ（ヘディング情報、エントリー情報、注釈情報）については、今後は参照のみを可能とし、データ処理は行わないこととする。

また、現在は旧受払計画等報告のデータ処理用に各種チェックや帳票を出力するプログラムが整備されているが、これらの既存プログラムを参考にして、操業・受払計画についても同等のデータ処理ができるように必要なシステム整備を行う。

1.1 データベース・テーブルの整備

操業・受払計画は、旧受払計画等報告書を元にした様式で提出されるが、一部記載不要に変更されている箇所がある。また、報告書の提出単位についても変更がある。これら変更点を考慮して、新たに操業・受払計画用のデータベース・テーブルを整備する。

なお、フィールド名、型、長さ、Null 設定については、既存の旧受払計画等報告書用のテーブルと同様とする。操業計画のテーブルは新規作成となるため、必要な情報は作業時に提供する。

また、旧受払計画等報告書では、データ修正が行われていたが、操業・受払計画ではデータ修正が行われない。旧受払計画等報告書では、データ修正を考慮したテーブルになっているが、操業・受払計画ではデータ修正は考慮しなくてもよい。

○操業・受払計画のテーブル名

受付情報：－

ヘディング情報：－

エントリー情報：－

注釈情報：－

操業計画（新規）：－

※上記のテーブル名については、作業開始時に情報提供する。

○参考にする旧受払計画等報告書のテーブル名

受付情報：ADAMS_PROC（他の報告書の受付情報と共用、RT=K が対象）

ヘディング情報：OM_HEADER（他の報告書のヘディング情報と共用、RT=K が対象）

エントリー情報：OM_SRDNM

注釈情報：OM_NOTE（他の報告書の注釈情報と共用、RT=L が対象）

○記載不要に変更された箇所

- ・ヘディング情報※

施設コード、報告番号

- ・エントリー情報の変更点

報告番号、相手先施設コード、単位体数、物質記述コード、供給当事国コード、濃縮度、データ変更_報告番号及びエントリー番号

※施設コードについて、報告書の様式上（記載項目）からは削除されたが、ヘディング情報とエントリー情報の関連付けに必要となることから、データベース上では管理する。（様式上、ヘディング情報からは削除されるが、エントリー情報には記載されるため、登録すべき施設コードは判断可能。）なお、ヘディング情報のMBAコードは、従来から報告書の様式には無い情報だが、施設コードを入力して管理しているため、同様に管理する。

○報告書の提出単位の変更

・旧受払計画等報告書は施設コードごとに提出されていたが、操業・受払計画では工場又は事業所ごと（事業者コードごと）に提出される。そのため、同一の工場又は事業所内に報告対象の施設コードが複数ある場合は、一つの報告書で複数の施設コードが提出される可能性がある。しかしながら、事業者によっては施設コードが複数あっても、別々の報告書で提出することも考えられるため、どちらの場合でも処理できるように整備する。

○操業・受払計画のテーブルについて

報告番号の記載が削除されたことから、ヘディング情報とエントリー情報を関連付ける共通項目が無くなった。別の共通項目で関連付けを行うために、ヘディング情報とエントリー情報に以下の項目を追加する。

- ・ヘディング情報とエントリー情報に「処理期（PR）」を追加する。
- ・ヘディング情報に「枝番（PN）」を追加する。
- ・エントリー情報に「事業者コード（OC）」を追加する。

これにより「事業者コード（OC）」、「施設コード（FC）」及び「処理期（PR）」を共通項目として関連付けする。

なお、上記以外でより関連付けしやすい方法があれば、その方法でも可能とする。

1.2 データ処理システムの整備

前述した報告書の変更点等を考慮した上で、既存のシステムや各種処理プログラムへの影響を調査し、操業・受払計画を処理できるように以下のデータ処理システムの整備を行う。

1.2.1 対話形式システムの整備【Java】

受付情報の登録には、対話形式システムを使用しているため、操業・受払計画について登録できるようにシステムを整備する。

①旧受払計画等報告書の受付機能を削除する。

受付システム上の選択画面内にある旧受払計画等報告書の選択ボタンを削除する。

②操業・受払計画の受付機能を追加する。

既存の受付システムでは、報告番号「RN」の入力を必須と設定している。操業・受払計画は報告番号が無いため、そのままでは登録することが出来ない。そのため、既存の受付システムを改修するのではなく、操業・受払計画用に新たに受付システムを整備する。

③操業・受払計画の操業計画情報の入力機能を追加する。

操業計画は、年に2回、上期（1月～6月）と下期（7月～12月）に分けて報告され、操業計画情報は施設コード毎に、月毎に指定された操業状況コードで報告される。この操業状況コードをデータ登録するシステムを整備する。登録したデータは後述の帳票出力プログラム(1.2.2 ③を参照)で使用する。操業状況コード等、必要な情報は作業時に提供する。

1.2.2 処理プログラムの整備【COBOL】

旧受払計画等報告書用として整備されている処理プログラム（別添—3参照）を参考に、操業・受払計画でも同様のデータ処理ができるように新たに処理プログラムを整備する。また、処理プログラムの中には帳票出力プログラムも含まれているため、適切に出力できるように改修する。

①様式チェック・マスター更新（P01）

既存のプログラム(S01)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータのチェックをしており、エラーデータがあれば対応するエラーメッセージを出力している。エラーメッセージが出力される条件を調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所起因するエラーが発生しないように改修する。また、従来のチェックプログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となるチェックを行う機能を設ける。

また、P01を整備する際には、以下についても考慮する。

・参考元のプログラム(S01)における予定期間のチェックについて、30日を超える場合はエラーレベル「*****」のエラーを出力しているが、国規則改正に伴い、30日を超えても問題ないとされたことから、エラーレベルを「*」に下げる。

エラーレベル：*****

エラーコード：S010038 / S010087

エラーフィールド：DATE / D1, D2

エラーメッセージ：SCHEDULE DATE IS NOT RANGE IN HEADING REPORT PERIOD.
/ SCHEDULE (TO DATE - FROM DATE) > 30 DAYS.

②受払いチェック (P04)

既存のプログラム(S04)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータのうち、国内受入、国内払出のデータに対して、エラーデータがあれば対応する帳票やエラーメッセージを出力している。帳票やエラーメッセージが出力される条件を調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所に起因するエラーメッセージが出力されないように改修する。また、従来のチェックプログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となるチェックを行う機能を設ける。

③I A E A送付リスト作成 (P05)

既存のプログラム(S05)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータを元に、I A E A向けに提出する帳票を出力している。出力プログラムを調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所に起因するエラーメッセージが出力されないように改修する。また、従来の出力プログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となる帳票を出力できる機能を設ける。

既存のプログラム(S05)では、帳票はMBAコードの順番でソートされているが、サイトコード及びMBAコードの順番でソートするように改修する。

また、1.2.1 ③で整備した入力データを元に、本帳票内に操業状況を出力できるように整備する。出力内容等、必要な情報は作業時に提供する。

④輸出入計画表作成 (P09)

操業・受払計画のうち、輸出及び輸入計画についての帳票を出力するプログラムを整備する。輸出入計画表は、現運用では手作業でエクセルファイルを編集して作成しているため、プログラムから帳票を出力できるように整備する。なお、様式や必要項目等については、作業時に上記のエクセルファイルを提供する。

2. 輸出計画のシステム整備

輸出計画は、旧受払計画等報告書を元にした様式から、①供給当事国コードにカナダ国籍が付与された核燃料物質の再処理を目的とした第三国への輸出計画及び②供給当事国コードにオーストラリア国籍が付与された核燃料物質の第三国への輸出計画の2点を抜き出した報告書である。今後、事業者からは旧様式の報告書に代わり、新様式の輸出計画が提出されるため、データ処理するためのシステム整備を行う。

輸出計画は、旧受払計画等報告書とは異なるエンタリタイプ同定符（ヘディング情報「M」、エンタリ情報「N」）で報告される新規報告のため、新たに輸出計画の情報を管理できるようにシステム整備する。

2.1 データベース・テーブルの整備

輸出計画のデータを管理するためのデータベース・テーブルを新たに整備する。

輸出計画は、旧受払計画等報告書を元にした様式で提出される。そのため、フィールド名、型、長さ、Null設定については、既存の旧受払計画等報告書用のテーブルと同様

とする。ただし、一部記載不要とされている箇所があり、報告書の提出単位についても変更がある。これら変更点を考慮して、データベース・テーブルの整備を行う。

○輸出計画のテーブル名

受付情報：－

ヘディング情報：－

エントリー情報：－

注釈情報：－

※上記のテーブル名については、作業開始時に情報提供する。

○記載不要とされた箇所

- ・ヘディング情報※

施設コード、報告番号、扱者氏名

- ・エントリー情報の変更点

報告番号、データ変更_報告番号

※施設コードについて、報告書の様式上（記載項目）からは削除されたが、ヘディング情報とエントリー情報の関連付けに必要となることから、データベース上では管理する。（様式上、ヘディング情報からは削除されるが、エントリー情報には記載されるため、登録すべき施設コードは判断可能。）MBAコードは、従来から報告書の様式には無い情報だが、施設コードを入力して管理しているため、同様に管理する。

○報告書の提出単位の変更

- ・旧受払計画等報告書は施設コードごとに提出されていたが、輸出計画では工場又は事業所ごと（事業者コードごと）に提出される。そのため、同一の工場又は事業所内に報告対象の施設コードが複数ある場合は、一つの報告書で複数の施設コードが提出される可能性がある。しかしながら、事業者によっては施設コードが複数あっても、別々の報告書で提出することも考えられるため、どちらの場合でも処理できるように整備する。

○データベース・テーブルの改修箇所

報告番号の記載が削除されたことから、ヘディング情報とエントリー情報を関連付ける共通項目が無くなった。別の共通項目で関連付けを行うために、ヘディング情報とエントリー情報に以下の項目を追加する。

- ・ヘディング情報とエントリー情報に「処理期（PR）」を追加する。
- ・ヘディング情報に「枝番（PN）」を追加する。
- ・エントリー情報に「事業者コード（OC）」を追加する。

これにより「事業者コード（OC）」、「施設コード（FC）」及び「処理期（PR）」を共通項目として関連付けする。

なお、上記以外でより関連付けしやすい方法があれば、その方法でも可能とする。

2.2 データ処理システムの整備

輸出計画について、データ処理のために必要なシステムや各種処理プログラムを整備する。

2.2.1 対話形式システムの整備【Java】

受付情報の登録に、対話形式システムを使用しているため、輸出計画について登録できるようにシステムを整備する。

①輸出計画の受付機能を追加する。

既存の受付システムでは、報告番号「RN」の入力を必須と設定している。輸出計画は報告番号が無いため、そのままでは登録することが出来ない。そのため、既存の受付システムを改修するのではなく、輸出計画用に新たに受付システムを整備する。

2.2.2 処理プログラムの整備【COBOL】

輸出計画の処理プログラムを整備する。また、この処理プログラムは、前述の操業・受払計画と共通とする。よって、操業・受払計画と同様、国規則改正に伴う変更点を考慮し、適切に帳票を出力できるように整備すること。また、共通プログラムにするにあたり、P01 及び P09 については、登録されたデータのエントリー同定符を確認して「K」と「L」なら操業・受払計画用の処理、「M」と「N」なら輸出計画用の処理に進むように処理フローを組むこと。

①様式チェック・マスター更新 (P01)

既存のプログラム(S01)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータのチェックをしており、エラーデータがあれば対応するエラーメッセージを出力している。エラーメッセージが出力される条件を調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所に起因するエラーメッセージが出力されないように改修する。また、従来のチェックプログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となるチェックを行う機能を設ける。

②協定用事前通知書作成 (P06)

既存のプログラム(S06)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータを元に、日加及び日豪原子力協力協定の実施取極等に基づき相手国へ提出する帳票を出力している。出力プログラムを調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所に起因するエラーメッセージが出力されないように改修する。また、従来の出力プログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となる帳票を出力ができる機能を設ける。

③変更データチェック (P08)

既存のプログラム(S08)を参考に整備する。この処理プログラムでは、登録されたデータのうち、変更のデータに対して、エラーデータがあれば対応する帳票やエラーメッセージを出力している。帳票やエラーメッセージが出力される条件を調査し、今回の国規則改正に伴い、記載不要に変更された箇所に起因するエラーメッセージが出力されないように改修する。また、従来のチェックプログラムが正しく動作しないことがあれば改修する、もしくは代替となるチェックを行う機能を設ける。

④輸出入計画表作成 (P09)

輸出計画についての帳票を出力するプログラムを整備する。輸出入計画表は、現運用では手作業でエクセルファイルを編集して作成しているため、プログラムから帳票を出力できるように整備する。なお、様式や必要項目等については、作業時に上記のエクセルファイルを提供する。

3. その他、関連プログラムの改修

国規則改正に伴う変更等に対応するため、既存の様式チェックプログラムを改修する。

また、過去に登録したデータに対して、再度データ登録を実行すると、登録済のデータが上書きされてしまうことが判明した。既に登録され更新済となったデータについては、ユーザー側で上書きできない様に改修する。

3.1 処理プログラムの改修【COBOL】

①OCR 様式チェックプログラム (004) の改修

・Q 国籍単体時エラーの削除

イギリス (Q) は、ユーラトム (W) の加盟国であったことから、イギリス国籍の核物質は QW 国籍として管理されており、Q 国籍単体の場合は、エラーメッセージを出力するようにしていた。

現在、イギリスの EU 及びユーラトム脱退に伴い、Q 国籍単体も存在することから、このチェックは不要であるため、以下のチェックを削除する。

エラーレベル : *****
エラーコード : 0042035
エラーフィールド : TN
エラーメッセージ : EURATOM ORIGIN (W) ADDED.

・継続行「C」のエラーレベルの緩和

継続行に「C」が入力された場合のチェックについて、現在エラーレベルが「*****」に設定されているため、エラーレベルを「*」に下げる。

エラーレベル : *****
エラーコード : 0042017 / 0042015 / 0042018

エラーフィールド：TN / TN / CC

エラーメッセージ：ENTRY OR_CODE: CODE IS DOUBLE.

/ ENTRY OR_CODE: BLANK IS FOUND BETWEEN CODES.

/ THIS ENTRY CONTINUATION DATA WAS ILLEGAL.

②減速材、設備報告書(MCR, ECR)様式チェックプログラム (M01) の改修

国規則改正に伴い、減速材、設備報告書の様式から扱者氏名の欄が削除された。これにより、今までデータベース・テーブルの扱者氏名 (SG) で管理していた情報が登録されなくなるため、様式チェックにてエラー出力されることが予想される。扱者氏名 (SG) が登録されなくても、エラー出力されないようにプログラム改修を行う。

③特定燃料体挿入報告書(MOX)様式チェックプログラム (F01) の改修

国規則改正に伴い、特定燃料体挿入報告書の様式から扱者氏名の欄が削除された。これにより、今までデータベース・テーブルの扱者氏名 (SG) で管理していた情報が登録されなくなるため、様式チェックにてエラー出力されることが予想される。扱者氏名 (SG) が登録されなくても、エラー出力されないようにプログラム改修を行う。

④ 計量様式チェックプログラムの改修

計量管理報告書 (ICR、MBR/PIL) の様式チェックプログラムにおいて、バッチ単位体数や元素重量など記載が必須な項目が空白の行があればエラーメッセージを出力する機能を整備する。

使用可能な物質記述コードが新たに追加されたため、ERROR CODE:A0032、A0033、A0035 の判定に Z, 9, Z を追加する。

ERROR CODE:A0150 に関連するプログラムについて、INPUT DB 内に同じ MBA の MBR が複数存在するかどうかを確認し、複数存在する場合はエラーメッセージを出力しない、複数存在しない場合は今までと同様に出力するように改修する。

⑤ 計量バッチトレースチェックプログラムの改修

計量管理報告書のバッチトレース チェックプログラムにおいて、元素重量や Fiss 重量の値が「0 (ゼロ) から空白に変更された場合」及び「空白から 0 (ゼロ) に変更された場合」にもエラーメッセージを出力する機能を設ける。

以上

(別添－２)

データベース・テーブル一覧

参照するデータベース・テーブルは次のとおりである。

No.	テーブル	テーブル名称
1	MA_TABLE	コード情報テーブル
2	FADI_ORG	事業者情報テーブル
3	FADI_SITE	サイト情報テーブル
4	FADI_FAC	施設情報テーブル
5	FADI_MBA	M B A 情報テーブル
6	FADI_USE	使用許可情報テーブル
7	FADI_OTHR	他の施設情報テーブル
8	FADI_KMP	K M P 情報テーブル
9	FADI_CON	連絡先情報テーブル
10	MA_HEADER	計量ヘッダー情報テーブル
11	MA_ICRDB	I C R 情報テーブル
12	MA_PILDB	P I L 情報テーブル
13	MA_MBRDB	M B R 情報テーブル
14	MA_NOTEDB	計量注釈情報テーブル
15	KOKI_ORG	国規事業者情報テーブル
16	KOKI_SITE	国規事業所情報テーブル
17	KOKI_MBA	国規M B A 情報テーブル
18	KOKI_TODOKE	国規届出情報テーブル
19	KOKI_KISEI	国規許可情報テーブル
20	KOKI_KANRI	管理報告情報テーブル
21	OB_HEADER	国籍ヘッダー情報テーブル
22	OB_OCR1	O C R 1 情報テーブル
23	OB_OCR2	O C R 2 情報テーブル
24	OB_OCR3	O C R 3 情報テーブル
25	OB_OCR4	O C R 4 情報テーブル
26	OB_NOTE	国籍注釈情報テーブル
27	OB_MBA_OMP	国籍変更補足データテーブル
28	OM_HEADER	その他ヘッダー情報テーブル
29	OM_MOX	M O X 情報テーブル
30	OM_SRDNM	受払計画情報テーブル
31	OM_SFRF	輸出入計画情報テーブル
32	OM_MCR1	M C R 1 情報テーブル
33	OM_MCR2	M C R 2 情報テーブル
34	OM_ECR1	E C R 1 情報テーブル
35	OM_ECR2	E C R 2 情報テーブル
36	OM_NOTE	その他注釈情報テーブル
37	OB_SUM_MBA	国籍M B A 別在庫量・在庫変動量サマリーテーブル
38	OB_SUM_SRD	国籍相手先別受払量サマリーテーブル
39	OB_SUM_PU	国籍プルトニウム情報サマリーテーブル

40	OB_SUM_BUNDLE	国籍燃料集合体情報サマリーテーブル
41	OB_SUM_FAC	国籍施設別在庫量サマリーテーブル
42	OB_BIL_SUM	在庫目録情報テーブル
43	OB_BIL_CORR	修正報告新旧データテーブル
44	OB_BIL_ECR	減速材設備名称情報テーブル

各テーブルのレイアウト及びサマリーテーブルの詳細は、受注後に提供するものとする。

(別添－３)

参考プログラム一覧

参考にするプログラムは次のとおりである。

No.	プログラム ID	プログラム名称
1	S01	様式チェック・マスター更新
2	S04	受払いチェック
3	S05	I A E A送付リスト作成（半期・査察操業計画）
4	S06	協定用事前通知書作成（第三国移転計画）
5	S08	変更データチェック

以上